

静岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月17日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第37号

静岡県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県屋外広告物条例施行規則（昭和49年静岡県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1(2)中

「

ウ 電柱、街 灯柱その他 これらに類 するもの （消火栓標 識柱を除 く。）を利 用するもの	(7) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メー トル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道 上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別 のない道路上では地上4.7メートル以上であるこ と。 c 個数は、1本につき1個であること。 (i) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メー トル以内であること。
---	---

を

」

「

ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	(7) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内であること。 d 街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個であること。 (i) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
---	---

に改める。

」

別表第2の2(i)中

「

ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの	(7) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 (i) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
---	---

を

」

「

ウ 電柱、 街灯柱そ の他これ らに類す るもの (消火栓 標識柱を 除く。)を 利用する もの	(7) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内であること。 d 街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個であること。 (i) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
---	---

に改め、同表2(2)中

」

「

イ 電柱、 街灯柱そ の他これ らに類す るもの (消火栓 標識柱を 除く。)を 利用する もの	(7) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 個数は、1本につき1個であること。 (i) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
---	---

を

」

「

イ 電柱、 街灯柱そ の他これ らに類す るもの (消火栓 標識柱を 除く。)を 利用する もの	(7) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 街灯柱を利用する場合の個数は、1本につき2個以内であること。 d 街灯柱以外のものを利用する場合の個数は、1本につき1個であること。 (i) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
---	---

に改める。

」

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。